

広島県はり師きゅう師養成施設指導要領

1 認定についての原則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。）第2条第1項の規定に基づく認定は、次の養成施設に区分することとし、①、④、⑤、⑦の養成施設（以下「あん摩マッサージ指圧師等養成施設」という。）にあつては厚生労働大臣が認定するものであつて、②、③、⑥の養成施設（以下「はり師きゅう師養成施設」という。）にあつては広島県知事が認定するものであること。

- ① あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ② はり師養成施設
- ③ きゅう師養成施設
- ④ あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設
- ⑤ あん摩マッサージ指圧師きゅう師養成施設
- ⑥ はり師きゅう師養成施設
- ⑦ あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

2 設置者に関する事項

設置者は国及び地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であることを原則とする。

3 学則に定めることが必要な事項

学則には、次に掲げる事項を規定すること。

- ① 養成施設の名称
- ② 位置
- ③ 教育課程（昼間又は夜間の別及びあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）別表第1の教育内容ごとの単位数並びに時間数）
- ④ 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、就業年限及び学級数
- ⑤ 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- ⑥ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- ⑦ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- ⑧ 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- ⑨ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

4 教員に関する事項

- (1) 認定規則第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に適當であると認められる

者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁固以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

(2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに適当であると認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいう。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

(3) 認定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいう。

ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）

イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。）による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者に限る。）

オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学生理学衛生学（消毒法を含む。）診察概論臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

カ 理学療法士及び作業療法士（リハビリテーション医学に限る。）

(4) 認定規則別表第2専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいう。

ア (3)のイ又はウに掲げる者

イ 改正規則による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

(5) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となるものとする。なお、1に規定する養成施設を複数設置している養成施設については、1つの養成施設とみなされ、当該施設に勤務する教員は、当該施設内の複数の養成施設の専任教員となることができる。

(6) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。

(7) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

(8) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の

経験を有する者とする。

- (9) 1 教員の 1 週間当たりの授業時間数は 15 時間を標準とする。
- (10) 教員の出勤状況は、確実に記録されていること。
- (11) 養成施設は、はり、きゅうを行う施術所（以下「施術所」という。）、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を 1 名以上配置すること。

5 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員を遵守すること。
- (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行うこと。
- (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行うこと。
- (4) 入学の時期について、厳正な措置をとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。
- (5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行うこと。
- (6) 学生の出席状況を確実に把握し、特に出席状況の不良な者については進級又は卒業を認めないものとする。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置など生徒の保健衛生上必要な措置をすること。

6 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は、認定規則別表第 1 のとおりとすること。
- (2) 単位の計算方法については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で定めること。
- (3) 臨床実習については、1 単位を 45 時間の実習をもって構成すること。
- (4) 教育課程の編成に当たって、はり師養成施設にあつては、88 単位以上で、2,475 時間以上、きゅう師養成施設にあつては、86 単位以上で、2,415 時間以上、はり師きゅう師養成施設にあつては、94 単位以上で、2,655 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。
- (5) 昼間課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。
- (6) 夜間課程においては、夜間（午後 6 時以降）の授業の時間は 1 日に 4 時間以内であること。昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。
- (7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。
- (8) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間を最小限にとどめること。
- (9) 養成施設入学後に認定規則別表第 1 の備考 2 に掲げる施設において、認定規則別表第 1 の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、7 単位を超えない範囲で当該養成施設における履修に替えることができること。

7 実習に関する事項

- (1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。
- (3) 医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。
- (4) 施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - イ 施術所は、5年以上の開業実績があること。
 - ウ 教員の資格を有するはり師、きゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った臨床実習指導者講習会を修了したはり師、きゅう師である臨床実習指導者を配置していること。
 - エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
 - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

8 校舎及び備品に関する事項

- (1) 図書室を有すること。
- (2) 実習室は、水道設備及び給湯施設を有すること。
- (3) 実習室は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子を配置すること。
- (4) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えない。
- (5) 校舎は、原則として他の目的に併用しないこと。
- (6) 次に掲げる器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。

器械器具	一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器（肺活量計、心電計、筋電計を含む。） ロ 臨床医学実習用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。） ハ 顕微鏡
	二 専門科目用 イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師に係る認定施設に限る。）高圧滅菌器、紫外線消毒器） ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック
標本及び	一 組織標本

模型	二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型，人体骨格模型（等身大），関節種類模型（八種以上），筋模型， 脊髄横断模型，脳及び神経系模型（中枢神経及び末梢神経を含むもの），血管循環 器系模型，上・下肢解剖模型，人体内臓模型，呼吸器模型，心臓解剖模型，腎臓 及び泌尿器模型及び触覚器模型（外皮）
図書	一 教育上必要な専門図書（電子書籍を含む 1,000 冊以上。ただし，点字図書は一 タイトルを 1 冊とする。） 二 学術雑誌（電子書籍を含む 20 種類以上）
その他の 備品	ベッド及びその附属品（生徒 3 人につき一組以上）

- ※ 備考 1 器械器具並びに標本及び模型については，実習等に必要な数を有すること。
2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては，図書に点字図書を含めること
が望ましい。

9 財政に関する事項

- (1) 養成施設の運営は，財政上健全に行うこと。
- (2) 養成施設の経理は，養成施設以外の経理と明確に区分すること。
- (3) 入学料，授業料等は適当な額であり，学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収しないこと。
- (4) 入学料，授業料等の納付金を新設し又は金額を改定（増額する場合のみ。）しようとする場合は，
次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の 3 か月前までに広島県知事へ提出
しなければならない。

ア新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書

イ新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書

ウ新設又は改定しようとする生徒納付金の名称と金額

10 事務に関する事項

次に掲げる表簿を備え，学籍簿は 20 年間，その他の表簿は 5 年間保存すること。

- ① 学則，日課表及び学校日誌
- ② 職員の名簿，履歴書及び出勤簿
- ③ 学籍簿，出席簿及び健康診断に関する表簿
- ④ 入学者の選考及び在校する者の成績考査に関する表簿
- ⑤ 資産原簿，出納簿及び予算決算に関する表簿
- ⑥ 機械器具，標本，模型，図書その他の備品の目録
- ⑦ 往復文書処理簿

11 広告及び学生の募集に関する事項

- (1) 広告については，設置計画書が受理された後，申請者の責任において開始することができる。

なお、その際には、設置計画中（指定申請書提出後にあっては指定申請中）であることを明示すること。

- (2) 学生の募集行為は、指定申請書が受理された後、申請者の責任において開始することができる。
なお、その際には、指定申請中であることを明示すること。

また、学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

1 2 その他

- (1) 養成施設の所定の学生の定員を厳守するため、学籍簿等を確認する。
- (2) 指定規則第5条第1項の規定に基づく報告（以下「年次報告」という。）については、遅滞なく
確実に行われているか確認する。
- (3) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により教員が担当科目を
教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握
した場合はその教員の資格を確認する。
- (4) 夜間課程においては授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに
当たり、1単位当たりの時間数からみて必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画であるかを
確認する。

附則

- 1 この要領は、平成28年10月18日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に医療従事者養成施所等設置計画書等を広島県知事へ提出している場合は、
なお従前の例による。
- 3 この要領は、平成30年1月30日から施行する。